



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

## 世民律師事務所、日本自動車タイヤ協会の上海税関訪問 に同行

2015年7月29日午前、世民律師事務所の廖勇弁護士は一般社団法人日本自動車タイヤ協会（以下「JATMA」といいます。）及び林達劉グループの一団8名に付き添って上海税関を訪問し、税関における知的財産権分野の保護について親善交流を行いました。

JATMAは1947年に設立された日本自動車タイヤ協会を母体としており、会員は日本の主要タイヤメーカーから構成されています。

中国における「依法治国（法により国を統治する）」の方針の実施に伴い、知的財産権の保護は絶えず整備され、改善の道を歩んでおります。世民律師事務所は、税関における知的財産権保護等の業務分野において豊富な経験を有し、関連分野においてこれまで国内外の顧客に対して上質のサービスを提供して参りました。

本文に関する情報及び内容に関するご質問は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。[info@shiminlaw.com](mailto:info@shiminlaw.com)

本資料の著作権は世民律師事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。